

**地域管理経営計画等有識者懇談会
現地視察資料
(箕面国有林)**

平成21年11月27日
京都大阪森林管理事務所

(目 次)

資料 1	箕面国有林について	-----	1
資料 2	「明治の森箕面自然休養林管理運営協議会」について	--	3
資料 3	「清水谷ビジョン」について	-----	35
資料 4	勝尾寺園地整備計画	-----	47
資料 5	箕面国有林におけるニホンザル対策	-----	71

箕面国有林について

1. 概要

- ・ 林班名 : 京都大阪森林管理事務所 267～281 林班
- ・ 面積 : 590.07 ha
- ・ 法令制限 : 国定公園特別地域、水源涵養保安林、保健保安林（以上、森林法）、砂防指定地（砂防法）、鳥獣保護区（鳥獣保護法）、近郊緑地保全区域（近畿圏の保全区域の整備に関する法律）、宅地造成工事規制区域（宅地造成等規制法）
- ・ 機能類型 : 「森林と人との共生林」（森林空間利用タイプ）
レクリエーションの森（「明治の森箕面自然休養林」）に指定。

2. 特徴

- （1）勝尾寺・瀧安寺の旧寺領（「八天石蔵」）。
- （2）都市近郊に所在する森林レクリエーション活動の拠点（都市部からのアクセスが良好、周辺に観光地が豊富（箕面大滝、勝尾寺、瀧安寺等））。
- （3）各種市民団体の活動フィールド（「遊々の森」「ふれあいの森」の設定）。

3. 主な経緯

- 明治 4 年 「社寺上知令」により勝尾寺領、瀧安寺領を官有地に編入。
- 明治 31 年 箕面大滝より下流約 85 ha を公園用地として大阪府に移管。
- 昭和 28 年 箕面製品事業所を設置。
- 昭和 42 年 「明治の森箕面国定公園」に指定。
- 昭和 43 年 「明治の森箕面自然休養林」を設定。
- 昭和 54 年 箕面製品事業所を廃止。
- 平成 16 年 旧神戸事務所から京都大阪森林管理事務所に移管。
- 平成 21 年 「明治の森箕面自然休養林管理運営協議会」を設立。

4. 林況

- ・ 標高 160～600m で、スギ、ヒノキの人工林とシイ、カシ、カエデ、サクラ、アカマツ等が混成する天然林が混在。

5. 課題

- ・ 「自然休養林管理運営協議会」を通じた市民団体との連携強化（資料 2）。
- ・ 「清水谷ビジョン」のフォローアップ（資料 3）。
- ・ 「勝尾寺園地整備計画」に基づく施設整備（資料 4）。
- ・ 箕面市によるニホンザル対策への貢献（資料 5）。 （以上）

「明治の森箕面自然休養林管理運営協議会」について

1. 経緯

- ・平成12年3月に、箕面国有林内（清水谷）に、近畿中国森林管理局と森林ボランティア団体との協定に基づく「ふれあいの森」を設定。森林ボランティア団体が、作業小屋の設置、炭焼き窯の設置、保育間伐等を行ったところ、別の自然保護団体が、かかる活動を生態系に悪影響を与えるものと捉え、森林管理局に対して、植生の復元、定期的協議の実施などにつき要望活動を展開。
- ・要望活動に対処するため、森林管理局と自然保護団体との間で意見交換を進め、平成15年9月からは、「清水谷に関する意見交換会」を随時開催。
- ・平成18年7月に、「箕面国定公園保護管理運営協議会」の下部組織として、「箕面自然休養林部会」を設置。
- ・平成21年4月に、「箕面自然休養林部会」を「明治の森箕面自然休養林管理運営協議会」に移行。

2. 構成

- ・委員 : 市民団体11団体
- ・行政関係委員 : 大阪府、箕面市、森林総合研究所関西支所、箕面森林環境保全ふれあいセンター、箕面ビジターセンター
- ・相談役 : 京都大阪森林管理事務所

3. 活動内容

（1）定期的な情報交換・意見交換

定期的に例会を開催して、市民団体及び行政機関相互の情報交換・意見交換を実施。本年4月の設立総会以降、6回の例会を開催。

（2）「サポーター」からの支援受け入れ

本年6月に、アサヒビール（株）と「サポーター協定」を締結。アサヒビール（株）から、年間30万円の資金及び年間10人日の労力の提供を受け入れ。

（3）協議会独自事業の実施

「サポーター」からの資金を活用しつつ、自然休養林の環境整備、普及啓発、植生調査などに取り組み。本年11月には、協議会の主催により、「「箕面の森」シカ害対策研究フォーラム」を開催。

（以上）

明治の森箕面自然休養林管理運営協議会名簿

平成21年5月28日現在

(委員)

所属機関・団体名等	役職	氏名	
NPO法人 自然と緑	理事長	河野 猪太夫	事務局
NPO法人 日本森林ボランティア協会	事務局長	山本 博	
NPO法人 みのお山麓保全委員会	事務局長	高島 文明	
清水谷をまもる会	代表	佐中 一彦	
箕面観光ボランティアガイド	副代表幹事	唐木 実千成	代表
箕面こう楽会	代表	鎌谷 計三	
箕面里山工房	会長	森明 一夫	
みのお里山ふれあいプラットフォーム	会長	米田 和男	監事
箕面ナチュラリストクラブ	幹事	中野 皓三	
箕面の森観察会	代表幹事	小西 澄子	
箕面の山パトロール隊	隊長	松田 信行	

(行政関係委員)

所属機関・団体名等	現職	氏名
大阪府北部農と緑の総合事務所	緑地整備課長	玉木 優
(独)森林総合研究所関西支所	主任研究員	奥 敬一
箕面市教育センター	指導主事	角谷 正朝
箕面市教育委員会 生涯学習部 文化財保護担当	専任参事	河原 弘明
箕面市農とみどり政策課	課長	野澤 昌弘
箕面森林環境保全ふれあいセンター	所長	清水 好美
箕面ビジターセンター(府みどり公社)	所長	木山 雅博

(相談役)

所属機関・団体名等	現職	氏名
京都大阪森林管理事務所	所長	福田 淳

(団体名の五十音順、敬称略)

管内概要

管内の概要
当事務所の歴史
組織について
管轄区域図
管内の森林事務所
アクセス案内

広報資料

過去の最新情報
メールニュース
パンフレット

関連情報

入札関係情報

リンク

活動報告

「明治の森箕面自然休養林管理運営協議会」 設立総会を開催

4月23日(木)に、箕面市役所において、「明治の森箕面自然休養林管理運営協議会」の設立総会を開催しました。これまで、「明治の森箕面自然休養林」(箕面国有林)の取扱については、「明治の森箕面国定公園保護管理運営協議会」の下部組織である「箕面自然休養林部会」において、地元関係者との定期的な意見交換を行ってきました。昨年度からは、同部会の活動を更に活性化させるため、同部会を国有林野事業における「『レクリエーションの森』管理運営協議会」に移行して、自立的な組織とする準備を進めてきました。この度、移行の準備が整い、設立総会の開催に至りました。

当日は、来賓として、箕面市の倉田哲郎市長にご臨席頂くとともに、協議会の委員候補者として、11の市民団体から各1名、行政関係委員候補者として、大阪府北部農と緑の総合事務所、(独)森林総合研究所関西支所、箕面市教育センター、箕面市農とみどり政策課、箕面森林環境保全ふれあいセンター、及び箕面ビジターセンターから各1名、合計17名の関係者に参加して頂きました。近畿中国森林管理局からは、佐古田計画部長と小園国有林野管理課森林活用係長が、当所からは福田所長、高山流域管理調整官ほかが出席しました。

設立総会では、冒頭、佐古田部長より、国有林野事業では、国有林を「国民の森林」とすべく、様々な関係者との連携を進めている、箕面国有林では、平成18年より「箕面自然休養林部会」を設置して、関係者との意見交換を進めてきた、今般、同部会の活動を更に活性化させるため、関係者の総意により、同部会を「『レクリエーションの森』管理運営協議会」に移行して、自立的な組織として活動することを決議したと聞いている、関係者による決定を歓迎するとともに、新たな協議会の活動に対して、可能な限り支援を行っていきたい旨開会の挨拶を述べました。



開会の挨拶を述べる佐古田部長

続いて、箕面市の倉田哲郎市長より、「明治の森箕面自然休養林管理運営協議会」の設立を歓迎する、箕面市の3分の2は山と緑に覆われており、山と緑あってこそその箕面市であると考えている、箕面市としても、山と緑の保全に向けた施策を展開していきたい旨の祝辞がありました。

続いて、箕面こう楽会の鎌谷計三代表を議長に選出した後、議事に入りました。議事では、第1号議案として、協議会の設立について、第2号議案として、規約の承認について、第3号議案として、役員の選出について、第4号議案として、事業計画と収支予算の承認について、第5号議案として、「『レクリエーションの森』の整備・管理及び活用に関する協定」の締結・更新について審議を行いました。審議の結果、全ての議案が全会一致で承認されました。役員の選出では、箕面こう楽会の鎌谷計三代表が「代表」に、箕面ナチュラリストクラブの中野皓三幹事が「幹事」に選出されました。

最後に、「『レクリエーションの森』の整備・管理及び活用に関する協定」の交換式として、佐古田部長と鎌谷代表との間で、協定書の交換を行いました。



協定書の交換を行う鎌谷代表と佐古田部長

今般設立された「明治の森箕面自然休養林管理運営協議会」では、箕面国有林を活動フィールドとして、市民団体の連携による森林づくりに取り組む予定です。当所では、同協議会の活動を積極的に支援する方針です。

※総会資料(PDF)

[▲ページの先頭へ](#)

管内概要

管内の概要
当事務所の歴史
組織について
管轄区域図
管内の森林事務所
アクセス案内

広報資料

過去の最新情報
メールニュース
パンフレット

関連情報

入札関係情報

リンク

活動報告

「明治の森箕面自然休養林管理運営協議会」が アサヒビール(株)とサポーター協定を締結

6月18日(木)に、箕面市職員会館において、「明治の森箕面自然休養林管理運営協議会」の第2回例会が開催されました。今回の例会では、アサヒビール(株)との「『レクリエーションの森』の整備・管理及び活用に関する支援協定」(通称、「サポーター協定」)の締結式が行われました。

アサヒビール(株)では、企業の社会的責任として、水を蓄え、豊かな生態系を育む森林の保全活動に取り組んでおり、各地の「レクリエーションの森」において、地元協議会と「サポーター協定」を締結し、協議会の活動を支援しています。この度、明治の森箕面自然休養林管理運営協議会では、同社との協定締結により、同社から年間30万円の資金並びに年間10人日の労力の提供を受けることとなりました。

当日は、箕面国有林で活動する市民団体から7名の委員が、関係行政機関から6名の行政関係委員が参加しました。アサヒビール(株)からは、近畿圏統括本部の古川哲也総務部長他2名が参加しました。当所からは、福田所長他2名が出席しました。

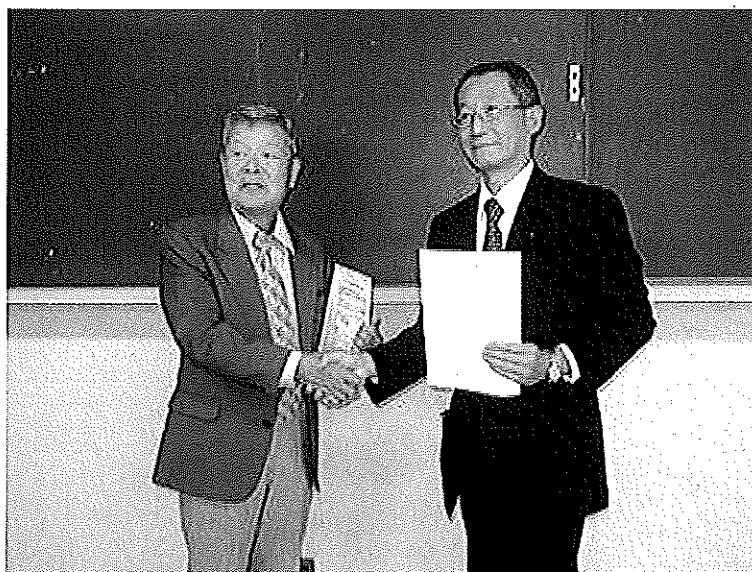
協定締結式では、まず、高島事務局長より、「サポーター協定」の概要について説明を行った後、アサヒビール(株)の古川部長並びに協議会の鎌谷代表より、挨拶が行われました。



挨拶を述べるアサヒビール(株)近畿圏統括本部の古川総務部長

古川部長からは、アサヒビール(株)では、国有林における「レクリエーションの森」を対象として、森林の整備・管理活動を支援している、これまで、屋久島をはじめ、4箇所の「レク森」を対象にサポーター協定の締結を行ってきた、今回、明治の森箕面自然休養林管理運営協議会との協定締結は近畿圏では初めてである、今後の協議会の活動に期待する旨の挨拶がありました。これに対して、鎌谷代表からは、本協議会では、今まさに活動を開始したところであり、支援の提供を有り難く思う、支援を活かして、今後の活動を意義あるものとしていきたい旨挨拶を述べました。

続いて、古川部長と鎌谷代表との間で、サポーター協定の交換を行いました。協定交換後、両者で堅い握手が交わされました。



鎌谷代表(左)と古川部長(右)が握手

アサヒビール(株)関係者の退出後は、通常の例会として、「サポーター制度取扱要領」の制定、シカ食害対策に関するシンポジウムの開催、今後の協議会の活動などについて議論を行いました。

次回会合は、7月23日(木)に開催される予定です。

▲ページの先頭へ

「明治の森箕面自然休養林管理運営協議会」
設立総会

〔資 料〕

日 時：平成21年4月23日（木）13：30～
場 所：箕面市役所本館3階 委員会室

式 次 第

1. 開 会
2. 来賓挨拶
3. 出席者紹介
4. 議 事
 - 第1号議案 「明治の森箕面自然休養林管理運営協議会」設立の件
 - 第2号議案 「明治の森箕面自然休養林管理運営協議会規約」承認の件
 - 第3号議案 役員選出の件
 - 第4号議案 事業計画（全体活動計画及び年間活動計画）及び収支予算承認の件
 - 第5号議案 「『レクリエーションの森』の整備・管理及び活用に関する協定」締結及び更新の件
5. 「『レクリエーションの森』の整備・管理及び活用に関する協定」の交換式
6. 閉会

第 1 号議案

**「明治の森箕面自然休養林管理運営協議会」
設立の件**

明治の森箕面国定公園保護管理運営協議会箕面自然休養林部会の
「明治の森箕面自然休養林管理運営協議会」への移行に
関する発議

明治の森箕面国定公園保護管理運営協議会箕面自然休養林部会（以下、「自然休養林部会」とする）は、平成18年6月30日に、明治の森箕面国定公園のうち国有林野を主な対象に、豊かで美しい森林の保全・整備及び自然環境に対する尊敬の心をもった森林利用の促進を図るため、関係団体等の連携を密にしつつ、対話と協働的な取組を行うことを目的として設立された。

その後、自然休養林部会では、京都大阪森林管理事務所と連携しつつ、情報交換・意見交換のための定期的会合の開催、清水谷における森林の将来目標像を提示する「清水谷ビジョン」の策定、間伐実施後の植生変化を継続的に調査するプロット調査の実施などの具体的な取組を進めてきた。

このような中、今後、自然休養林部会の活動を更に活性化させるためには、外部からの資金も導入しつつ、自立的な組織として運営を行うことが不可欠となっている。

このため、自然休養林部会では、平成20年6月に開催された第19回部会以降、自然休養林部会を「『レクリエーションの森』管理運営協議会」に移行させることについて、精力的な検討を行ってきた。

検討の結果を踏まえて、この度、自然休養林部会関係者有志一同の総意により、自然休養林部会を「明治の森箕面自然休養林管理運営協議会」を名称とする「『レクリエーションの森』管理運営協議会」に移行させることが適当であることを確認した。

ついては、平成21年度当初を目途に、別添規約案に基づき、「明治の森箕面自然休養林管理運営協議会」を設立することを発議する。

平成21年3月12日

明治の森箕面国定公園保護管理運営協議会箕面自然休養林部会
関係者有志一同

第2号議案

「明治の森箕面自然休養林管理運営協議会規約」
承認の件

明治の森箕面自然休養林管理運営協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、明治の森箕面自然休養林管理運営協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、明治の森箕面自然休養林（箕面国有林）を対象として、豊かで美しい森林の保全・整備及び自然環境に対する尊敬の心をもった森林利用の促進を図るため、「明治の森箕面国定公園管理運営協議会」との連携を図りつつ、自主的な活動により、同自然休養林の整備・管理及び活用を適切かつ円滑に推進するとともに、関係者の連携を密にしつつ、対話と協働的な取組を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、近畿中国森林管理局（京都大阪森林管理事務所）と緊密な連携の下に次の事業を行うことができる。

- （1）明治の森箕面自然休養林の環境整備・保全に関すること（特に、自然景観と生物多様性の確保に配慮した森林環境の整備）。
- （2）明治の森箕面自然休養林の活用に関すること（ソフト対策の実施に関するものに限る。）。
- （3）明治の森箕面自然休養林のPR、普及啓発に関すること。
- （4）明治の森箕面自然休養林の利用者の安全対策に関すること。
- （5）サポーターの募集・選定及び活用に関すること。
- （6）明治の森箕面自然休養林における生物多様性の確保に向けた植生調査、希少種（歴史的に希少なものを含む）の保護・増殖等に関すること。
- （7）その他目的の達成に必要な事業に関すること（特定の企業等の商品販売、商業活動に繋がらないものに限る。）。

2 協議会は、前項の事業を行うに当たっては、全体活動計画及び年間活動計画を作成する。

3 協議会は、第1項の事業を行うに当たっては、法令等を遵守し、明治の森箕面自然休養林の利用者の快適な利用に資するよう円滑に実施するものとする。

（構成）

第4条 協議会は、別表の委員をもって構成する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

(1) 代 表 1名

(2) 監 事 1名

2 役員は会員の互選により選出し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第6条 役員の職務は、次のとおりとする。

(1) 代表は、本会を代表し会務を総括するとともに、近畿中国森林管理局長（京都大阪森林管理事務所長）との連絡、調整にあたる。

(2) 監事は、会務を監査する。

(行政関係委員)

第7条 協議会による活動と行政との連携を図るため、協議会に行政関係委員を置く。

2 行政関係委員は、明治の森箕面自然休養林に関係する別表の行政機関代表者とする。

3 行政関係委員は、行政との連携を図るために、協議会の活動に対して、必要な助言を与えるものとする。

(相談役)

第8条 協議会に相談役を置く。

2 相談役は、京都大阪森林管理事務所長とする。

3 相談役は、明治の森箕面自然休養林の管理責任者として、協議会の運営に対して、必要な助言を与えるものとする。

(会議)

第9条 協議会の会議は、総会及び例会とする。

(総会)

第10条 協議会の目的を達成するため、代表の招集により、年1回総会を開催し、次の事項を付議する。ただし、総会は、必要に応じて、臨時に開催することができる。

(1) 事業計画（全体活動計画及び年間活動計画）及び収支予算に関する事項

- (2) 事業実績及び収支決算に関する事項
 - (3) 規約の改廃に関する事項
 - (4) その他必要な事項
- 2 会議の議長は、代表があたるものとする。議事は出席委員の過半数によって決定し、可否同数の場合は、議長がこれを決定する。
- 3 第1項第1号及び第2号は、第2項の規定に基づく決定を経て公表するものとする。
- 4 行政関係委員及び相談役は、総会にオブザーバーとして出席することができるものとする。

(例会)

第11条 協議会の目的を達成するため、事務局の招集により、定期的に例会を開催する。例会では、委員、行政関係委員及び相談役相互において、協議会の活動に関する意見交換及び情報交換に努めるものとする。

(箕面自然調査部会)

第12条 第3条(6)の事業を実施するため、協議会に「箕面自然調査部会」を置く。

(経費)

第13条 協議会の運営に関する経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 補助金等
- (2) サポーターからの資金
- (3) その他第3条の事業実施に伴う収入

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

2 協議会の事業実績及び収支決算は、毎年会計年度の終期をもって整理する。

(立木竹の所有権等の権利)

第15条 協議会は、明治の森箕面自然休養林における立木竹等についての所有権その他一切の権利を有しない。

(明治の森箕面国定公園保護管理運営協議会との連携)

第16条 協議会は、明治の森箕面国定公園保護管理運営協議会による活動との連携に努めるものとする。

(事務局)

第17条 協議会の事務局は、NPO法人みのお山麓保全委員会に置く。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項については、代表が委員と調整しつつ定めるものとする。

(附則)

- 1 この規約は、平成21年4月23日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の役員は、第5条第2項の規定にかかわらず、設立總會の定めるところとする。
- 3 協議会の設立当初の会計年度は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成21年4月23日から平成22年3月31日までとする。

(別表)

明治の森箕面自然休養林管理運営協議会
委員名簿(案)

(委員)

役職	氏名	団体名等	現職
	河野 猪太夫	NPO法人 自然と緑	理事長
	山本 博	NPO法人 日本森林ボランティア協会	事務局長
事務局	高島 文明	NPO法人 みのお山麓保全委員会	事務局長
	佐中 一彦	清水谷をまもる会	代表
	唐木 実千成	箕面観光ボランティアガイド	代表幹事
	鎌谷 計三	箕面こう楽会	代表
	森明 一夫	箕面里山工房	会長
	米田 和男	みのお里山ふれあいプラットフォーム	会長
	中野 皓三	箕面ナチュラリストクラブ	幹事
	小西 澄子	箕面の森観察会	代表幹事
	松田 信行	箕面の山パトロール隊	隊長

(行政関係委員)

役職	氏名	団体名等	現職
行政関係委員	玉木 優	大阪府北部農と緑の総合事務所	緑地整備課長
行政関係委員	奥 敬一	(独)森林総合研究所関西支所	主任研究員
行政関係委員	角谷 正朝	箕面市教育センター	指導主事
行政関係委員	野澤 昌弘	箕面市農とみどり政策課	課長
行政関係委員	清水 好美	箕面森林環境保全ふれあいセンター	所長
行政関係委員	木山 雅博	箕面ビジターセンター(府みどり公社)	所長

(相談役)

役職	氏名	団体名等	現職
相談役	福田 淳	京都大阪森林管理事務所	所長

(団体名の五十音順、敬称略)

第3号議案

役員選出の件

役員選出について

規約附則 2 の規定に基づき、明治の森箕面自然休養林管理運営協議会の役員を別紙の通りとすることについて承認を求める。

明治の森箕面自然休養林管理運営協議会役員名簿（案）

（代表）

氏 名	役 職 等
鎌谷 計三	箕面こう楽会 代表

（監事）

氏 名	役 職 等
中野 皓三	箕面ナチュラリストクラブ 幹事

第4号議案

事業計画（全体活動計画及び年間活動計画）及び
収支予算承認の件

事業計画（全体活動計画及び年間活動計画）及び収支予算の承認 について

規約第10条第1項（1）に基づき、「全体活動計画（兼平成21年度活動計画）」及び「平成21年度収支予算」を別紙のとおりとすることについて、承認を求める。

明治の森箕面自然休養林管理運営協議会 全体活動計画（兼平成21年度活動計画）（案）

「明治の森箕面自然休養林管理運営協議会」は、明治の森箕面自然休養林（箕面国有林）を対象として、自主的な活動により、同自然休養林の整備・管理及び活用を適切かつ円滑に推進するとともに、関係者の連携を密にしつつ、対話と協働的な取組を行うことを目的として、以下の活動に取り組む。（活動項目には、平成20年度に「箕面自然休養林部会」にて策定した「清水谷ビジョン」の実現に必要な取組が含まれる。）

1. 明治の森箕面自然休養林の環境整備・保全（特に、自然景観と生物多様性の確保に配慮した森林環境の整備）
 - （1）外部資金の活用により、あずまや、看板、道標等簡易な施設の整備やシカ防護柵の設置などを行う。
 - （2）あずまや、看板、道標等既存施設の維持管理・修繕を行う。
 - （3）眺望確保のための枝落しや切り捨て間伐木の筋置きなどにより、林内の整備を行う。
 - （4）「箕面の山パトロール隊」の主催による「箕面の山大掃除大作戦」に協力する。
2. 明治の森箕面自然休養林の活用（ソフト対策の実施に関するものに限る）
 - （1）主に子供を対象とする森林環境教育（ガイドツアー）を実施する。
3. 明治の森箕面自然休養林のPR、普及啓発
 - （1）明治の森箕面自然休養林に関するパンフレットの作成・配布を行う。
 - （2）箕面市周辺で開催される各種イベントに出展・協力する。
4. 明治の森箕面自然休養林の利用者の安全対策
 - （1）「箕面の山緊急ポイント設置実行委員会」が設置した緊急ポイントの維持管理に協力する。
5. サポーターの募集・選定及び活用
 - （1）近畿中国森林管理局を通じて、「サポーター」の募集を行う。

- (2) 「サポーター」の意向を踏まえつつ、「サポーター」から提供された資金による事業を実施する。

6. 生物多様性の確保に向けた植生調査、希少種（歴史的に希少なものを含む）の保護・増殖等

- (1) 「箕面自然調査部会」による植生調査を継続する。
- (2) 平成18年度に清水谷区域に設定したプロット（2箇所）において、間伐実施後の植生変化に関する調査を継続する。
- (3) 清水谷における生態系調査を実施する。
- (4) 広葉樹の植栽に向けた幼木や埋蔵種子などの確保に取り組む。

7. その他目的の達成に必要な事業（特定の企業等の商品販売、商業活動に繋がらないものに限る）

- (1) 意見交換・情報交換のための例会を定期的に開催する。
- (2) 箕面森林環境保全ふれあいセンターによる「箕面体験学習の森」整備事業との連携を強化する。
- (3) 協働活動の担い手確保のため、構成団体の拡充に努める。

（以上）

明治の森箕面自然休養林管理運営協議会
平成21年度収支予算（案）

（収入の部）

単位：千円

科 目	予算額
補助金等収入	1,000
サポーター資金収入	500
事業等収入	0
雑収入	0
前期繰越金	0
収入合計	1,500

（支出の部）

単位：千円

科 目	予算額
事業費	1,500
管理費	0
次期繰越金	0
支出合計	1,500

第5号議案

「『レクリエーションの森』の整備・管理及び活用に関する協定」締結及び更新の件

「『レクリエーションの森』の整備・管理及び活用に関する協定」
締結及び更新について

別紙「『レクリエーションの森』の整備・管理及び活用に関する協定書」のとおり、近畿中国森林管理局と本協議会が協定を締結することの承認を求める。

また、制度上、本協定の有効期限が平成22年3月31日までの効力となることから、本協定の有効期限を延長するため、協定第13第2項の規定に基づき、協定更新の申し出を行うことの承認を求める。

「レクリエーションの森」の整備・管理及び活用に関する協定書（案）

近畿中国森林管理局長（以下「甲」という。）及び箕面自然休養林管理運営協議会（以下「乙」という。）は、「レクリエーションの森」の整備・管理及び活用に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者が連携・協力して適切な連絡調整を図りながら、本協定に基づく「レクリエーションの森」の整備・管理及び活用に関する活動が円滑に実施されることを目的とする。

第2（対象とする「レクリエーションの森」の名称、位置及び面積）

乙が活動を実施するレクリエーションの森の名称、位置及び面積は次のとおりとする。

名 称	明治の森箕面自然休養林
位 置	大阪府箕面市 箕面国有林
面 積	581.96ha

第3（全体活動計画の提出）

- 1 乙は、活動の実施に当たって、あらかじめ協定期間に係る全体活動計画を作成し、甲と調整するものとする。また、協定期間中に全体活動計画を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲に連絡し、調整するものとする。
- 2 乙は、全体活動計画を作成し又は変更したときは、「レクリエーションの森」における掲示その他適切な方法により公表するとともに、甲に報告するものとする。
- 3 甲は、乙が全体活動計画を作成又は変更する場合に必要な助言及び指導を行うものとする。

第4（整備・管理及び活用の実施等）

- 1 乙は、次の事項により、活動を行うものとする。
 - （1）毎年度の活動の実施に当たっては、あらかじめ年間活動計画を作成し、甲と調整を行うこと。また、年度途中で年間活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲に連絡し、調整を行うこと。
 - （2）毎年度の活動計画及び実績並びに収支予算及び決算については、「レクリ

「レクリエーションの森」における掲示その他適切な方法により公表するとともに、甲に報告すること。

- 2 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう、必要な助言及び指導を行うものとする。

第5（安全確保等の措置）

- 1 乙は、乙の活動に参加する者の事故防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急措置及び事後措置について万全を期すること。

- (2) 万一、活動に伴い事故が発生し、参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ参加者に対し明示するとともに、参加者を傷害保険等に参加させるよう努めること。

- 2 甲及び乙は、相互に連携して「レクリエーションの森」の利用者の安全対策に努めるものとする。

第6（経費の負担）

乙が実施する活動に要する経費は、乙が負担するものとする。

第7（施設の設置等）

乙は、乙が活動の実施に当たって必要となる簡易な施設（別表に定めるものに限る。）を、あらかじめ甲と連絡・調整した上で、当該「レクリエーションの森」内に設置することができるものとする。

第8（立木竹等の所有権等の権利）

乙は、「レクリエーションの森」における立木竹等についての所有権及び植栽、保育等の作業により生ずる全ての権利を有しないものとする。

第9（法令等の遵守）

乙は、活動の実施に当たって、当該「レクリエーションの森」に係る法令等による規定を遵守するものとする。

第10（損害賠償）

乙は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

第 1 1 (他協定の締結)

甲は、本協定のほかに、「レクリエーションの森」の一部を対象として、乙以外の者と「『レクリエーションの森』の整備・管理及び活用に関する協定」以外の協定を締結することができるものとする。他協定の締結に当たっては、甲は、乙に対して、必要に応じて報告を行うものとする。

第 1 2 (協定の破棄)

甲は、次に掲げる事項に該当する場合には、この協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は、事前に乙と連絡、調整を図るものとする。

- (1) 「レクリエーションの森」に係る法令等に違反する行為があった場合
- (2) 協定に基づいた「レクリエーションの森」の整備・管理及び活用の実施の見込みがない場合又は適切かつ円滑な実施に著しい支障が生じたと認める場合
- (3) 「レクリエーションの森」を廃止する場合
- (4) 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
- (5) 乙が協定の破棄を申し出た場合

第 1 3 (協定の有効期間)

- 1 この協定は、平成 2 1 年 4 月 2 3 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで効力を有するものとする。
- 2 この協定は、乙から申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

第 1 4 (その他必要な事項)

この協定の実施につき疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定を 2 通作成し、両者記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 2 1 年 4 月 2 3 日

協定者

(甲) 近畿中国森林管理局長 朝比奈 清 印

(乙) 箕面自然休養林管理運営協議会 代表

住所 箕面市坊島 4-5-20

箕面市立みのお市民活動センター

NPO法人みのお山麓保全委員会内

氏名

鎌谷 計三 印

(別表)

簡易な施設の範囲

施設の種類	施設の内容
簡易な建物	組立式仮設建物
簡易な工作物	あずまや、展望所
その他の小規模施設	標識類、基礎を打たない柵類、ベンチ、テーブル等の 小型園地施設、鳥類保護施設（バードバス、給餌台）

(注)「簡易な工作物」とは、コンクリートを用いる等の堅固な基礎を要しない程度のものとする。

「清水谷ビジョン」について

1. 趣旨

箕面国有林のうち清水谷の取扱については、平成12年の紛争発生以降、市民団体との意見交換を進めてきた。平成18年には、これまでの意見交換の場を「自然休養林部会」として明確に位置付け、意見交換を継続してきた。

しかしながら、将来的に、清水谷を含む箕面国有林をどのような森林に誘導するかについて、関係者の間で必ずしも考えが共有されてこなかった。

このため、部会構成員の主体的な参加を通じて、清水谷における森林の将来目標像を提示するとともに、将来目標像を実現するために必要となる活動項目を整理した「清水谷ビジョン」を策定することとした。

2. 策定の経緯

- ・平成19年12月の第16回会合において、「清水谷ビジョン」の策定を提案。
- ・平成20年2月の第17回会合から平成20年8月の第20回会合にかけて、部会構成員全員より、森林の将来目標像等について発表。
- ・平成20年11月の第21回会合において、「清水谷ビジョン」の骨子を提示。
- ・平成21年1月の第22回会合において、「清水谷ビジョン」を採択。

3. 「清水谷ビジョン」の概要

(1) 5つの基本方針

- ・森林における生物多様性の保全を目的とすること
- ・部会の各構成団体がビジョンの実現に貢献すること
- ・箕面国有林全体の取扱方針策定に向けたモデル的取組とすること
- ・現行の国有林の管理経営方針に従った内容とすること
- ・文化的価値の発掘をも目指すものとすること

(2) 将来目標像

- ・豊かな生物相に恵まれた森林
- ・森林に関する学習の場

(3) 具体的活動項目

生態系の調査、幼木や埋蔵種子の確保、シカ食害対策の実施、森林環境教育の実施、文化的価値の掘り起こし、担い手の確保など

4. 「清水谷ビジョン」策定の効果

ビジョンの策定を通じて、関係者間における相互理解が深化した。(以上)

清水谷ビジョン

平成21年 1月

明治の森箕面国定公園保護管理運営協議会
箕面自然休養林部会

(目 次)

はじめに	-----	1
1. 清水谷の概要	-----	2
(1) 清水谷の特徴	-----	2
(2) 清水谷の歴史的経緯	-----	3
(3) 現在の取扱方針	-----	5
2. 「清水谷ビジョン」策定の基本方針	-----	6
3. 清水谷ビジョン	-----	8
(1) 森林の将来目標像	-----	8
(2) 将来目標像を実現するために必要となる活動	-----	9
参考資料	-----	10

はじめに

箕面国有林は、大阪府北部の箕面市に位置する国有林で、面積は約580haです。箕面国有林は、大阪の市街地から近く、すぐれた森林景観に恵まれていることから、森林を活用した保健・文化・教育活動の場として多くの方々に利用されています。

箕面国有林のうち「清水谷（しみずだに）」（268及び269林班のうち清水谷兩岸付近）は、北摂山系の中では、珍しく、東西に谷が走っており、周辺地域とは気象環境が異なることから、多様かつ希少な植物が生育していると言われており、これまで、様々な団体が活動を展開してきました。

京都大阪森林管理事務所（平成16年までは旧神戸事務所）では、この清水谷の取り扱いについて、平成12年以降、「清水谷をまもる会」をはじめとする様々な団体との意見交換を進めて参りました。平成18年には、これまでの意見交換の場を「明治の森箕面国定公園保護管理運営協議会」の下部組織である「自然休養林部会」として明確に位置付け、以後、「自然休養林部会」と京都大阪森林管理事務所が連携して、具体的な活動を進めて参りました。

これまで、「自然休養林部会」では、清水谷において、植生調査の実施やプロットの設置、間伐対象木の選定などの活動を行って参りましたが、将来的に清水谷を含む国有林をどのような森林に誘導するのかという目標は、必ずしも、関係者の間で共有されておりませんでした。

このため、平成19年12月に開催された第15回会合において、「自然休養林部会」の活動を整理・強化する観点から、部会構成員の主体的な参加を通じて、清水谷における森林の将来目標像を提示するとともに、将来目標像を実現するために必要となる活動項目を整理した「清水谷ビジョン」を策定することを決定しました。

「清水谷ビジョン」の策定に当たっては、部会構成員全員より、清水谷における森林の将来目標像と将来目標像を達成するために必要な活動、及び構成員として自ら貢献できる活動について、5回の会合にわたり、発表を行っていただきました。その後、事務局の作成した素案をもとに、更に議論を進め、平成21年1月に開催された第22回会合において、「清水谷ビジョン」が採択されました。

今後、この「清水谷ビジョン」に基づき、箕面自然休養林部会の構成員の主体的な参画を通じて、清水谷における森林の将来目標像の達成に向け、様々な活動を展開していく予定です。

1. 清水谷の概要

「清水谷」とは、通常、箕面国有林268及び269林班のうち、清水谷両岸付近約50haの区域を指します。以下では、「清水谷の概要」として、清水谷の特徴と歴史について説明します。

(1) 清水谷の特徴

清水谷は、北摂山系の中では珍しく、東西に谷が走っており、周辺地域とは気象環境が異なることから、多様かつ希少な植物が生育していると言われています。以下では、清水谷の地形・生物について特徴を説明します。

(イ) 地形

清水谷は、箕面川沿いの箕面川ダム北方約800m地点付近から東に分岐する谷であり、1km以上にわたって、東西方向に谷が延びています。北摂山系では、ほとんどの谷が南北に走っており、清水谷のように東西に走る谷は珍しいと言われています。

東西方向に走る谷においては、谷底の日照時間が長いこと、南斜面と北斜面では異なる日照条件が形成されること、冬期には西からの冷風が吹き込むことなどから、周辺地域とは異なる生物の生育環境が形成されると言われています。このため、次に述べるように、清水谷には、多様かつ希少な植物が多く生育しています。

(ロ) 生物

清水谷は、現在では、ほぼ全域がスギ・ヒノキの人工林となっていますが、林内の一部や林床、林道脇、溪流沿いなどには、多様な植物が生育していることが観察されています。「清水谷をまもる会」の調査によると、草本類160種（うち地域貴重種27種）、木本類125種（うち地域貴重種13種）、羊歯類45種（うち地域貴重種5種）が確認されています。特に、清水谷では、周辺地域では滅多に見られないフタバアオイ、モメンヅルなどの生息も確認されています。

また、次項で述べる通り、清水谷は、かつて勝尾寺によって畑地として使われ、畔には茶の木が植栽されていたと言われており、現在でも、林内に茶の木の自生を見ることができます。その他にも、人為的に持ち込まれたと考えられる、ナンテン、オモト、バイカツツジなどの植物種が確認されています。

動物については、「清水谷をまもる会」の調査によると、ほ乳類が23種、鳥類が32種が確認されています。特に、溪流には大阪府の指定する準絶滅危惧種であるヒダサンショウウオが生息していることが知られています。

（２）清水谷の歴史的経緯

清水谷を含む箕面国有林の東側一帯は、江戸時代までは、勝尾寺の寺領でしたが、明治４年の「社寺上知令」により、境内地以外の寺領は全て国有地に編入されました。その後、活発な木材生産活動が展開されましたが、昭和４２年に「明治の森箕面国定公園」に指定されてからは、森林レクリエーション活動を目的とする森林の取扱が行われてきました。以下では、清水谷の歴史的経緯について概説します。

（イ）勝尾寺領の成立

勝尾寺は、宝亀６年（７７５年）に、光明天皇の皇子開成により、「弥勒寺」として創建されました。開成皇子は、寺域を魔障から守るため、密教の胎蔵界曼荼羅の配置に従って、勝尾寺内の大日如来を囲む形で八天王を配置するとともに、八天王を納める石壇により寺領の境界を標示しました。これにより、勝尾寺山約２００町歩は勝尾寺の寺領となりました（「森と人間の歴史－箕面山野の歴史」有岡利幸）。

（ロ）勝尾寺の山林経営

勝尾寺は、寺領山林である勝尾寺山について、寺以外の者の利用を一切認めず、山林内で用益をなす者は捕らえて成敗するという方針で山林経営を行ってきました。このため、薪材や柴草の採取について、近隣農民との間でしばしば紛争が発生しました。

江戸時代になると、貨幣経済の発展により、山林経営の主眼は、山を茂らせ、樹木・柴・下草などを売却して、収入を上げることになりました。このため、勝尾寺は、延宝３年（１６７５年）に、寺領山林を塔頭２３ヶ寺に配分して、各塔頭が山林経営を行うこととしました。各塔頭において、どのような山林経営が行われていたかは不明ですが、一部では原野状態になるなど、相当強度の利用が行われていたものと見られています。

清水谷についても、塔頭への配分が行われ、元禄２年（１６８９年）の「勝尾寺絵図」には、清水谷周辺にはかなりの畑地が描かれていると言われています。畑の畔には茶の木が栽培されていたと考えられており、現在でも、清水谷では茶の木の自生を見ることができます（「森と人間の歴史－箕面山野の歴史」有岡利幸）。

（ハ）「社寺上知令」による国有林への編入

明治２年６月の「版籍奉還」によって、諸大名から天皇に領地（版図）と領民（戸籍）が返還されたことにより、旧幕藩領有の林野は明治政府が引き継ぐこと

となりました。明治4年1月には、「社寺上知令」により、幕政時代の社寺領は、現境内地を除いて、全て明治政府へ「上地」するよう命令が発出されました。勝尾寺の寺領山林についても、「社寺上知令」により、全域が明治政府に「上地」され、その後、「勝尾寺山国有林」と呼ばれることとなりました。

明治32年には、社寺に対して、社寺上地林の保管と林地の使用・主副産物の採取を認める「社寺保管林制度」が導入されました。この「社寺保管林制度」は、大正6年に、主産物の社寺側分収割合を3分の2とするなど、社寺側に有利になるように改正されました。このため、勝尾寺山国有林についても、大正7年に勝尾寺の「保管林」が設定されました。以後、勝尾寺山国有林からの収入については国有林側と勝尾寺との間で分収が行われたものと考えられます。(※社寺保管林制度は昭和22年に廃止。)

(二) 清水谷における施業

昭和10年以前の清水谷における施業は、資料が存在しないため不明ですが、昭和10年時点で、清水谷入口の右岸付近以外は全て針葉樹林となっていたこと、昭和23年時点で、Ⅳ～Ⅵ齢級程度の針葉樹林が多く存在していたことから、昭和初期までの間、既に相当規模の伐採が行われたものと考えられます。

清水谷西側の林道周辺については、昭和23年時点でⅠ齢級となっていたことから、戦中又は戦後に緊急的に伐採が行われたものと考えられます。

昭和30年代後半には、清水谷東側の両岸（現在の268林班へ、ほ1及びほ3小班）で相当規模の伐採が行われ、針葉樹の植栽が行われました。

(ホ) 「箕面自然休養林」の指定

昭和42年に、全国的な自然保護運動の高まりを受けて、箕面国有林全域が「明治の森箕面国定公園」に指定されました。昭和46年には、マスコミによる自然保護キャンペーンにより、国定公園内の国有林における施業のあり方について、各界からの要請が寄せられることとなりました。

このため、同年に、景観保全とレクリエーション利用に配慮するよう、地域施業計画の変更が行われ、昭和52年には「箕面自然休養林」の指定が行われました。自然休養林の指定に当たって、清水谷周辺は、30%以下の択伐による「施業調整地区（択伐）」に指定されました。

更に、平成元年に策定された「箕面国有林の取扱」では、箕面国有林を「風景ゾーン」「風致探勝ゾーン」「自然観察教育ゾーン」「園地」の4つに区分することが提案されました。清水谷周辺については、「自然観察教育ゾーン」に区分して、「清水谷林道沿いを林業紹介コースとし、林齢の異なった各種の森林施業を観察すると共に、それらの体験の場とする」こととされました。

（３）現在の取扱方針

国有林では、平成１０年の国有林野事業の抜本的改革により、国有林を名実ともに「国民の森林」とすべく、森林整備の方針を木材生産重視から公益的機能重視に転換しました。あわせて、各国有林野を３機能５タイプに類型区分を行い、機能類型毎に定められた「管理経営の方針」に従って、管理経営を行うこととしました。

箕面国有林は、全域が「森林と人との共生林－森林空間利用タイプ」に区分されており、また、「明治の森箕面自然休養林」として「レクリエーションの森」にも指定されています。清水谷周辺は、「レクリエーションの森」のうち「自然観察教育ゾーン」に指定されており、以下のような取扱を行うこととしています。

（「森林空間利用タイプ」での目標とする森林）

- ・ 林木が適度な間隔で配置され、かつ、多様な樹種からなる森林
- ・ 湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林
- ・ 多様な樹種、林相からなり、明暗、色調に変化を有する森林
- ・ 町並み、史跡、名勝等と一帯となって潤いのある自然環境や歴史的風致を構成している森林
- ・ 郷土樹種を中心として安定した林相をなしている森林 等

（「森林空間利用タイプ」での施業方法）

- ・ 天然更新が可能なスギ・ヒノキ育成単層林については、択伐等により広葉樹の導入を図り、積極的に針広混交林への誘導に努める。
- ・ 人工林の美的景観を確保する必要がある林分、林業生産活動についてのモデルとする林分及び体験林業の場とする林分、人工造林によらなければ森林の維持・造成が期待できない林分では、人工造林による育成単層林施業及び育成複層林施業による。

（「自然観察教育林」での施業管理）

- ・ 野生動植物等の観察や自然探勝を目的とする場合には、必要に応じ、動植物の生息、生育環境の維持・造成を図ることを目的として、林床植物の生育に必要な照度確保のための除伐及び間伐・採餌木の植栽、利用の安全性の確保のための危険木の伐採を行う。
- ・ 主伐を行う場合、原則として、天然林では択伐、人工林においては複層伐。
- ・ 林業生産活動のモデルとする場合は、森林施業に対する理解を深められるような林分の配置とし、人工造林による育成単層林施業及び育成複層林施業に留意して、施業管理を行う。

2. 「清水谷ビジョン」の基本方針

箕面自然休養林部会では、上記のような清水谷の特徴・経緯・取扱を踏まえて、清水谷における森林の将来目標像を提示するとともに、将来目標像を実現するために必要となる活動項目を整理した「清水谷ビジョン」の策定に取り組むこととしました。

箕面自然休養林部会では、「清水谷ビジョン」の策定に当たり、以下の基本方針を設定しました。

- (1) 森林における生物多様性の保全を目的とすること
- (2) 箕面自然休養林部会の各構成団体がビジョンの実現に貢献すること
- (3) 箕面国有林全体の取扱方針策定に向けたモデル的取組とすること
- (4) 現行の国有林の管理経営方針に従った内容とすること
- (5) 文化的価値の発掘をも目指すものとすること

以下、簡単に説明を加えます。

(1) 森林における生物多様性の保全を目的とすること

清水谷では、昭和40年代頃までは木材生産を主とする森林の取扱が行われてきましたが、昭和50年代以降はレクリエーション活動を主とする取扱に変わっていきました。今後は、清水谷の特徴や経緯を踏まえて、必ずしも、木材生産やレクリエーション活動は排除しないものの、生物多様性の保全を目的とする森林の取扱を行うことが求められています。従って、「清水谷ビジョン」は、森林における生物多様性の保全を目的とすることが重要です。

(2) 箕面自然休養林部会の各構成団体がビジョンの実現に貢献すること

「清水谷ビジョン」の実現に向けては、行政側のみならず、ビジョンの策定に携わった全ての関係者が責任を持つべきです。従って、「清水谷ビジョン」は、自然休養林部会の全ての構成団体が、それぞれの長所を活かしつつ、ビジョンの実現に向けた活動を担うような内容とすることが必要です。

(3) 箕面国有林全体の取扱方針策定に向けたモデル的取組とすること

箕面国有林全体の取扱方針については、平成元年に「箕面国有林の取扱い」が策定されてから、特段の見直しは行われていません。従って、「清水谷ビジョン」の策定は、将来的に、箕面国有林全体を対象とする「ビジョン」を策定することを念頭に置きつつ、モデル的な取組として進めることが重要です。

（４）現行の国有林の管理経営方針に従った内容とすること

現行の国有林の管理経営方針では、かなり幅のある森林の取扱が認められており、現時点では、管理経営方針自体の是非を議論する必要はないと考えます。従って、「清水谷ビジョン」は、国有林の管理経営方針を踏まえたものとする必要があります。

（５）文化的価値の発掘をも目指すものとする

歴史的に見て、清水谷は勝尾寺との関係が非常に深く、江戸時代には、勝尾寺の塔頭により清水谷での山林経営が行われていたと言われています。また、清水谷では畑作や茶の栽培などが行われていたと言われています。従って、「清水谷ビジョン」には、生物学的な観点のみならず、歴史的・文化的な観点から清水谷の価値を再発見するような取組を含めることが重要です。

3. 清水谷ビジョン

箕面自然休養林部会では、上記の基本方針を踏まえて、以下の通り、清水谷における森林の将来目標像と将来目標像を実現するために必要となる活動を整理した「清水谷ビジョン」を以下の通り策定しました。今後、箕面自然休養林部会では、本ビジョンに基づいて、様々な取組を展開する方針です。

(1) 森林の将来目標像

清水谷は、北摂山系の中では珍しく、東西に谷が走っており、周辺地域とは気象環境が異なることから、多様かつ希少な植物が生育していると言われています。

清水谷を含む箕面国有林の東側一帯は、江戸時代までは、勝尾寺の寺領として山林経営が行われてきました。明治以降は、国有林に編入され、遅くとも昭和初期以降には、相当規模の伐採が行われ、針葉樹の植栽が行われてきました。

その後、全国的な自然保護運動の高まりを受けて、昭和42年には、箕面国有林全域が「明治の森箕面国定公園」に、昭和52年には、「箕面自然休養林」に指定されました。更に、平成元年に策定された「箕面国有林の取扱」では、清水谷周辺を「自然観察教育ゾーン」に区分して、「清水谷林道沿いを林業紹介コースとし、林齢の異なった各種の森林施業を観察すると共に、それらの体験の場とする」こととされました。

これまでの経緯をふまえて、「箕面自然休養林部会」では、今後、清水谷を以下のような森林に誘導することが望ましいと考えます。

(a) 豊かな生物相に恵まれた森林

国有林の管理経営方針では、「森林空間利用タイプ」の森林のうち、天然更新が可能なスギ・ヒノキ育成単層林については、択伐等により広葉樹の導入を図り、積極的に針広混交林への誘導に努めることとされています。従って、今後も、生物多様性の保全を念頭に、間伐等の繰り返しにより、一層の広葉樹の導入を図ることが必要と考えます。広葉樹の導入に当たっては、地域の潜在自然植生や歴史的な植生の変遷にも考慮しつつ、植栽樹種を決定することが重要と考えます。

(b) 森林に関する学習の場

これまで、清水谷は、林業紹介コースとして、林齢の異なる各種の森林施業を観察・体験できる場とすることとされてきましたが、清水谷における生物多様性を考えた場合、木材生産のみを念頭に置いた施業に関する学習の場とするよりも、更に広い観点から、森林の多面的機能あるいは森林と文化の関係に関する学習の場とすることが適当と考えます。特に、次代を担う子供達を対象とした、森林環

境教育の場とすることが重要です。

また、森林に関する学習の場とするに当たっては、利用者が清水谷の豊かな生物多様性を理解できるよう、ガイドによる案内などソフト面での取組を充実させることが重要であると考えます。

（２）将来目標像を実現するために必要となる活動

上記の将来目標像の達成に向けて、「箕面自然休養林部会」の各構成員は、相互に連携しつつ、以下のような活動に取り組みます。

- ・ 清水谷における生態系の調査
- ・ 広葉樹の植栽に向けた幼木や埋蔵種子などの確保
- ・ シカ食害対策の実施（例：区域外周へのネット設置）
- ・ 清水谷における森林環境教育の実施（特に子供向け）
- ・ 文化的価値の掘り起こし
- ・ 協働活動の担い手の確保（例：既存組織への呼びかけ、協賛企業への働きかけ）
- ・ 具体的な活動内容に関する「アクションプログラム」の策定

（以上）

勝尾寺園地整備計画

1. はじめに

勝尾寺園地は、箕面国有林東側に位置する園地であり、ウィングハウスや駐車場、エコトイレなどが設置された「明治の森箕面自然休養林」の中核的な園地となっている。

当所では、平成17年度より、「明治の森箕面自然休養林」を対象として、「レクリエーションの森リフレッシュ対策」の一環として、「リーディング・プロジェクト」を実施してきた。勝尾寺園地でも、これまで、エコトイレの設置（17年度）、ウィングハウスの修繕（18年度）、老朽化した遊具・焼却炉等の撤去（17年度）、眺望確保のための展望所周辺での最小限の伐採（17年度）などの取組を行ってきた。

しかしながら、勝尾寺園地の整備は必ずしも行き届いた状態にあるとはいえず、平成19年11月に勝尾寺園地で開催された「第2回『レクリエーションの森』に関する検討委員会」では、多くの委員より、勝尾寺園地の状況に関して厳しい意見が表明された。

このため、今後、勝尾寺園地の再生に向けて、今後の整備の基本方針と優先的に取り組むべき事項をとりまとめた「勝尾寺園地整備計画」を策定することとした。今後、勝尾寺園地の再生に向けて、本計画に沿いつつ、必要な取組を行うこととする。

2. 基本方針

勝尾寺園地の整備に当たっては、以下の基本方針の下で、具体的な取組を進めることとする。

（1）立ち寄った人が気軽に歩けるコースを整備

勝尾寺園地は、手軽に林内を散策するためには絶好のロケーションにありながら、利用者が利用しやすい散策コースが明示されていない。園地に立ち寄るほとんどの者の利用形態はウィングハウスやエコトイレの利用にとどまっているものと考えられる。このため、勝尾寺園地東方にある展望台を核として、手軽に林内を散策できる回遊コースを整備することとする。

（2）立ち寄った人が憩えるような環境を整備

現状では、勝尾寺園地を利用する者のほとんどは、園地内で休憩・休息することを目的として立ち寄っているものと考えられる。園地内で休憩・休息するた

めの施設としては、ウィングハウスが設置されているが、内部が暗い、じめじめしているなど、必ずしも心地よく利用できる状態にあるとは言い難い。また、芝生広場はあるものの、生け垣で囲われているため、入り込みにくい状態にある。このため、ウィングハウスの改修、芝生広場の手入れなどにより、立ち寄った人が憩えるような環境を整備することとする。

（３）位置関係が分かるよう地図を設置

勝尾寺園地には、いくつかの看板が設置されているが、園地全体の位置関係が分かる地図は設置されていない。また、箕面国有林全体における勝尾寺園地の位置関係が分かる地図も設置されていない。このため、勝尾寺園地内に、園地全体及び箕面国有林全体の位置関係が分かるような地図を設置することとする。

（４）箕面国有林と勝尾寺の歴史を学べるよう配慮

箕面国有林は勝尾寺の旧寺領であり、箕面国有林と勝尾寺とは歴史的に深い関係がある。特に、勝尾寺園地東方の展望台の脇には、文化財保護法上の「史跡」に指定されている「勝尾寺旧境内地勝示八天石蔵」のうち「持国天」の石室がある。この石室は、箕面国有林と勝尾寺との関係を知るために極めて重要な史跡でありながら、数十年間特段の管理が行われておらず、現状では、荒廃した状態にある。このため、史跡の管理者である箕面市教育委員会に対して、利用者が箕面国有林と勝尾寺の関係を学ぶことができるよう、石室周辺の整備を進めるよう働きかけを行うこととする。

（５）老朽施設の整理

勝尾寺園地には、古い看板や老朽化したベンチ、錆びた防火貯水槽などが設置されている。このため、老朽施設の整理を行うこととする。また、都道府県の樹木を集めた「郷土の森」は、設置後４０年を経て、植栽樹木の成長状況の成否の差が激しく、利用者に自信を持って郷土の木を示すことができる状態にはない。このため、「郷土の森」の看板は撤去することとする。

（６）夜間の管理体制の強化

現状では、勝尾寺園地は２４時間開放されているが、夜間にはゴミの不法投棄や婦女暴行未遂などの問題が発生している。このため、勝尾寺園地に車両用のゲートを設置することにより、夜間の管理体制を強化することとする。

３．具体的な取組項目

上記の基本方針に従って、各方針毎に、主に以下のような具体的な取組を進め

ることとする（詳細は別添資料を参照）。

（１）立ち寄った人が気軽に歩けるコースを整備

- ・展望台周遊コースの設定、歩道の改修
- ・展望台（あずま屋）の改修
- ・展望台周辺の伐開
- ・切り捨て間伐木の筋置き
- ・「樹木園」（駐車場左上）の有効活用（要検討）

（２）立ち寄った人が憩えるような環境を整備

- ・芝生広場の見通し確保（生け垣撤去）
- ・ウィングハウス内部の塗り替え

（３）位置関係が分かるよう地図を設置

- ・勝尾寺園地マップの設置
- ・箕面国有林マップの設置
- ・道標の設置

（４）箕面国有林と勝尾寺の歴史を学べるよう配慮

- ・「辰巳方石蔵持国天」周辺の整備（※箕面市教育委に要請）

（５）老朽施設の整理

- ・老朽看板の撤去・改修
- ・ベンチの補修
- ・防火貯水槽のリニューアル
- ・「郷土の森」の看板の撤去

（６）夜間の管理体制の強化

- ・園地入口への車両用ゲートの設置
- ・夜間のゲート施錠
- ・看板の設置による開閉門時刻の周知

（以上）

(別添資料一覧)

- ・ 勝尾寺園地整備計画
- ・ 勝尾寺園地整備計画箇所位置図
- ・ 現況写真
- ・ 「レクリエーションの森」に関する検討委員会（第2回）議事録

(別紙)

勝尾寺園地整備計画リスト

No.	工種	規格・内容等	数量	単位	単価	金額	備考
①	看板補修	「勝」の字の補修	1	基			
②	看板撤去		1	基			
③	木柵設置		50	m			
④	道標設置	事業用通路及び勝尾寺園地	1	基			
⑤	看板撤去		2	基			
⑥	看板設置(新設)	勝尾寺園地案内図	1	基			ゲートの開門に関する案内を
⑦	看板補修(差し替え)	内容要検討	1	基			
⑧	看板補修(差し替え)	内容要検討	1	基			
⑨	道標設置	展望台	1	基			
⑩	生垣撤去			人			芝生広場、イベント広場への通路沿い
⑪	看板撤去		2	基			
⑫	道標設置	イベント広場	1	基			
⑬	森林整備	歩道沿い間伐木の整理		人			
⑭	看板補修(差し替え)	箕面自然休養林案内図	1	基			
⑮	防火貯水槽取替		1	基			
⑯	辰巳方石蔵持国天整備	柵の撤去、案内板の新設	1	式			箕面市教育委員会
⑰	東屋整備						
	ペンキ塗装			人			
	屋根板補修			人			
	ベンチ補修		1	基			ボランティア
⑱	東屋周辺整備	草刈り、雑木伐採	-	-	-	-	ボランティア
⑲	テーブル・ベンチ修繕		3	基			ボランティア
⑳	テーブル・ベンチ修繕		1	基			ボランティア
㉑	ペンキ塗装			人			
㉒	看板設置	開閉時間、京都所・森林事務所連絡先	4	基			実施済み
㉓	ゲート設置		1	基			実施済み

勝尾寺園地整備計画箇所位置図

わ[水緑定3休列]

数字は施設等の位置。
別添「現況写真」の番号と一致

む[水鳥定2休列]

ほ[水鳥定2休列]

か[水緑定3休列]

勝尾寺

れ[水緑定2休列]

に[水鳥定1休列] 301[水緑展定3休列]

た[水緑展定2休列]

よ-02[水緑展定3休列]

11

勝尾寺

12

10

は-01[水鳥展定3休列]

樹木園

6

5

4

3

2

1

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

は-02[水鳥定2休列]

樹木園

6

5

4

3

2

1

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

ホ[水鳥定2休列]

5

4

3

2

1

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

ホ[水鳥定2休列]

ホ[水鳥定2休列]

ホ[水鳥定2休列]

ホ[水鳥定2休列]

ホ[水鳥定2休列]

ホ[水鳥定2休列]

ホ[水鳥定2休列]

ホ[水鳥定2休列]

ホ[水鳥定2休列]

ホ[水鳥定2休列]

ホ[水鳥定2休列]

ホ[水鳥定2休列]

ホ[水鳥定2休列]

ホ[水鳥定2休列]

ホ[水鳥定2休列]

ホ[水鳥定2休列]

た[水緑展定2休列]

た[水緑展定2休列]

た[水緑展定2休列]

た[水緑展定2休列]

た[水緑展定2休列]

た[水緑展定2休列]

た[水緑展定2休列]

た[水緑展定2休列]

た[水緑展定2休列]

た[水緑展定2休列]

た[水緑展定2休列]

た[水緑展定2休列]

た[水緑展定2休列]

た[水緑展定2休列]

た[水緑展定2休列]

た[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

そ[水緑展定2休列]

ハ-01[水緑定3休列]

ハ-01[水緑定3休列]

ハ-01[水緑定3休列]

ハ-01[水緑定3休列]

ハ-01[水緑定3休列]

ハ-01[水緑定3休列]

ハ-01[水緑定3休列]

ハ-01[水緑定3休列]

ハ-01[水緑定3休列]

ハ-01[水緑定3休列]

ハ-01[水緑定3休列]

ハ-01[水緑定3休列]

ハ-01[水緑定3休列]

ハ-01[水緑定3休列]

ハ-01[水緑定3休列]

ハ-02[水緑定3休列]

ハ-02[水緑定3休列]

ハ-02[水緑定3休列]

ハ-02[水緑定3休列]

ハ-02[水緑定3休列]

ハ-02[水緑定3休列]

ハ-02[水緑定3休列]

ハ-02[水緑定3休列]

ハ-02[水緑定3休列]

ハ-02[水緑定3休列]

ハ-02[水緑定3休列]

ハ-02[水緑定3休列]

ハ-02[水緑定3休列]

な[水緑定2休列]

な[水緑定2休列]

な[水緑定2休列]

な[水緑定2休列]

な[水緑定2休列]

な[水緑定2休列]

な[水緑定2休列]

な[水緑定2休列]

な[水緑定2休列]

つ[水

0 150 [m]

(別添)

現況写真

①看板修理



修理

②案内図撤去



撤去

③木柵設置



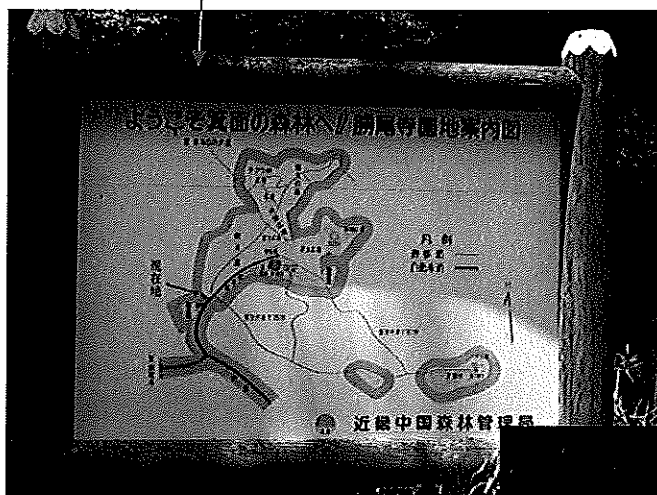
④道標設置



⑤看板撤去



撤去



撤去



⑥看板（勝尾寺園地案内図）設置

㉔看板（ゲート開閉案内板）設置



⑦看板補修（内容要検討）



⑧看板補修（内容要検討）



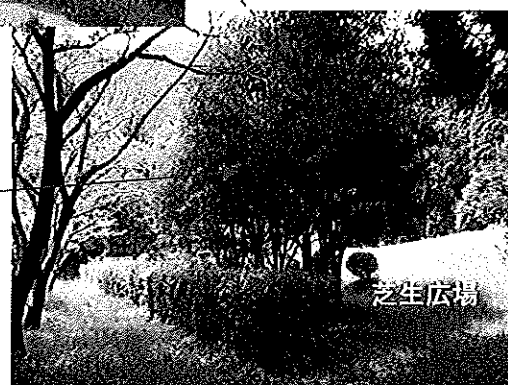
⑨道標設置



⑩生垣撤去



見通しを悪くしている
生垣を撤去



⑪看板撤去



撤去



撤去



⑫道標設置



⑬間伐木の切り捨て整備



⑭看板補修



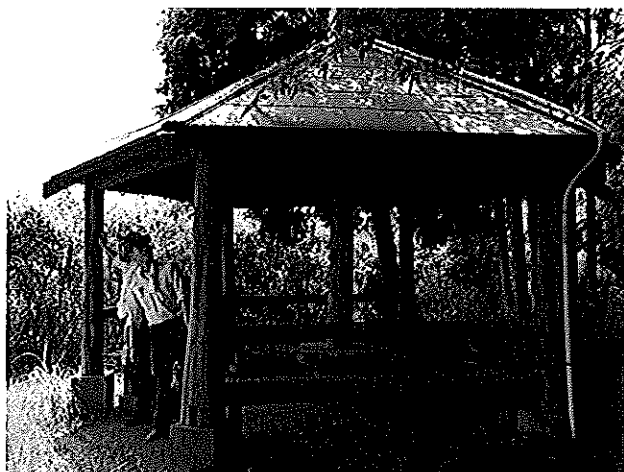
⑮防火貯水槽リニューアル



⑩辰巳方石蔵持国天 周辺整備



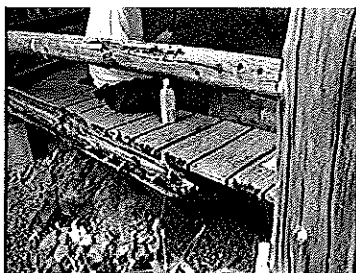
⑪東屋 修理



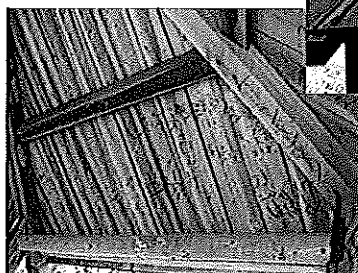
ペンキ塗り替え



補修（はがれ落ち三方）



腐れ補修（ボランティア）



落書き…

⑩東屋周辺整備（雑木伐採、草刈り等見通しを良くする…ボランティア）



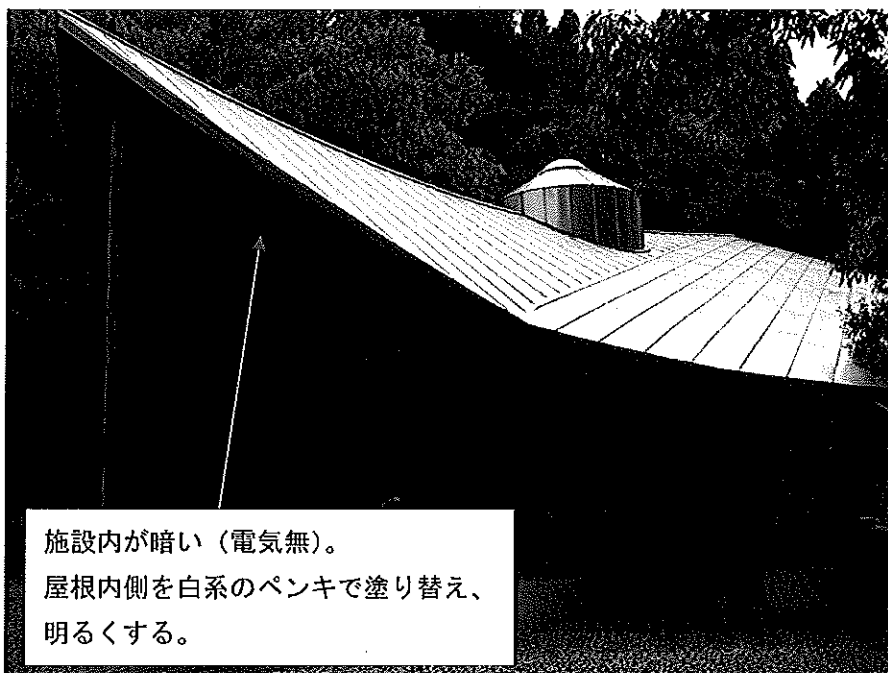
⑬ベンチ補修(歩道沿い3基・・・ボランティア)



②⑩ベンチ補修（タイムカプセル横・・・ボランティア）

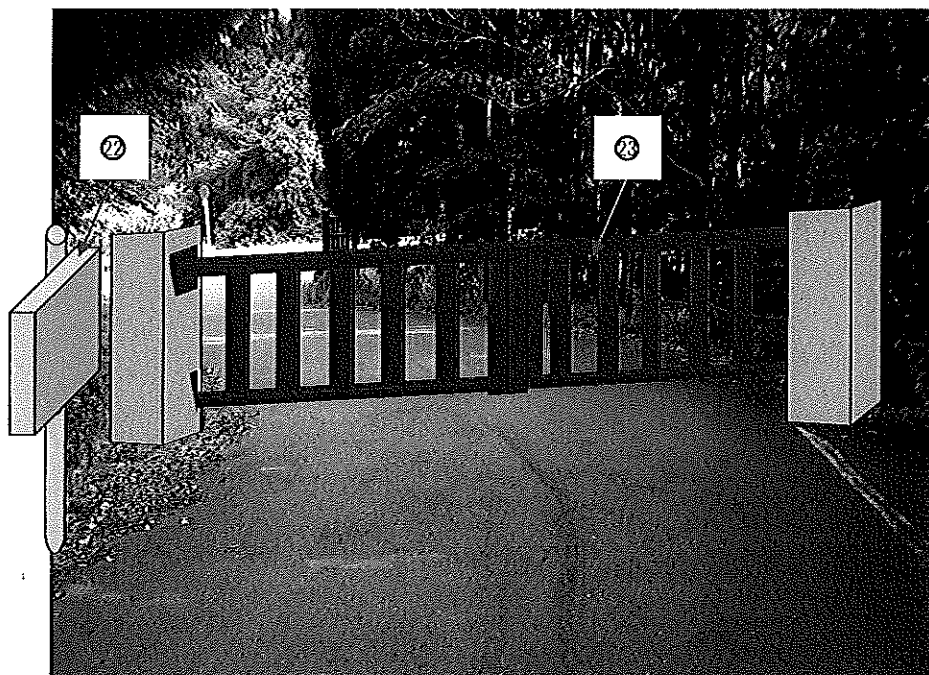


②⑪ウイングハウス塗り替え



②看板（ゲートの開閉案内板）設置

③ゲート設置



「レクリエーションの森」に関する検討委員会（第2回） （概要）

日 時：平成19年11月15日（木）13：40～15：30

場 所：箕面国有林勝尾寺園地内

参加者：（委員）酒井ボランティア協会前理事長、高田ガールスカウト日本連盟
京都支部委員、高梨京都造形芸術大学准教授、田川大阪府森林課長、辻
谷吉野川森と水の源流館官庁、豊島森林文化教育研究会事務局長、水谷
山守の会会長、山田消費生活アドバイザー
（局）祐延国有林野管理課長、山下課長補佐、小椋森林利用係長
（所）福田京都大阪所長、山田業務調整官、中野管理処分主幹

（概要）

1. 冒頭、祐延課長より挨拶があった後、福田所長より、別添資料に沿って、「明治の森箕面自然休養林」の概要及び「リーディング・プロジェクト」の実施状況について説明を行った。

2. 続いて、山田業務調整官の案内により、勝尾寺園地付近のリーディング・プロジェクトによる取組実施箇所の視察を行った。

3. その後、高梨准教授の座長により意見交換が行われた。委員からの主な発言は以下の通り。

- ・「郷土の木」エリアの手入れを行うべき（高田委員）。
- ・初めて箕面山に来たが、残念ながら、期待していたレベル以下であった。入口付近に園地の全体図を示すとともに、方向板や案内板などをもっと設置すべき。緊急連絡手段が勝尾寺からというのは心細い感がある。エコトイレは素晴らしいと思う（辻谷委員）。
- ・「郷土の木」エリアは植物園の出来損ないのようで中途半端な感じがする。園地全体として、相互に無関係な施設が散発的に設置されている感じがする。園地内のゾーニングを行うべき（水谷委員）。
- ・企業へのサポーター協力依頼は漠然とお願いするだけではダメ。「このような施設整備にこれだけの金額が必要」というような具体的な説明が必要（高田委員）。
- ・勝尾寺園地全体として、どのような利用者のために整備を行っているのか分か

らない。伐り捨て間伐はイメージが悪い（高梨委員）。

- ・ ウィングハウス周辺はよく整備されているが、周辺の森林は荒れた感じがする。展望台周辺も鉄柵がさびており、こわい感じがする（山田委員）。
- ・ 勝尾寺園地と他のレクリエーション施設とのつながりが悪い。遊歩道の連絡が悪いのではないか（酒井委員）。
- ・ 「レクリエーションの森」の解除を進めているようだが、残すところにはしっかりと手を入れなければダメ。メリハリをつけるべき。こざれいにしてしまうと若い人は使ってくれない。
- ・ 箕面の滝周辺は自然公園に特化できているが、国有林はレクリエーション利用に特化できていない感じがする。人に楽しんでもらうところには、十分お金をかけるべき（田川委員）。
- ・ 箕面山全体の地図を表示することが必要。自分がどこにいるのか分からない（高梨委員）。

4. なお、検討会終了後、祐延課長に本検討委員会の趣旨を確認したところ、祐延課長より、9月に開催した第1回会合は、局内における何箇所かのレク森の解除について、委員からの意見を求めるために開催した、今回は、特段の目的はなく単なる現地視察とした、今年度は、これ以上会合を開催する予定はない旨の回答があった。

（以上）

管内概要

管内の概要
当事務所の歴史
組織について
管轄区域図
管内の森林事務所
アクセス案内

広報資料

過去の最新情報
メールニュース
パンフレット

関連情報

入札関係情報

リンク

箕面国有林の勝尾寺園地への 進入路にゲートを設置 ～12月1日(月)より運用開始予定～

この度、当所では、箕面国有林の勝尾寺園地進入路にゲートを設置しました。勝尾寺園地駐車場は、これまで24時間開放としてきましたが、園地内では、不法投棄が頻発するとともに、夜間に犯罪未遂行為が発生しているとの指摘もあることから、ゲートの設置により夜間の車両進入を制限することとしました。ゲートは鋼製で幅5メートル、色は周囲の環境に調和したこげ茶色としました。



ゲート設置の様子

今後1ヶ月程度は周知期間として、12月1日(月)よりゲートの開閉を開始する予定です。運用開始後の開門時間は、午前8時30分から午後5時までとなります。閉門後は施錠しますので、ご利用の際はご注意ください。

箕面国有林におけるニホンザル対策

1. 経緯

- ・昭和31年に箕面山のサル生息地を「天然記念物」に指定。箕面大滝周辺に「自然動物園」を設置して、餌付けを実施。当時は2集団100頭であったが、無計画な人工給餌と観光客のエサやりにより個体数が増加して、被害も増加。
- ・昭和52年に、国、大阪府、箕面市が「箕面山猿調査会」を設置して、サルを自然に返すための課題の整理と猿害を減少させるための調査を実施。以後、箕面市が、サル集団の捕獲、猿害防止警備員の配置、食餌木の植栽などを実施。
- ・平成16年に、箕面山のサル生息地を「生息地」「準生息地」「生息地外」に区分して、天然記念物と有害鳥獣としての取扱を明確に区分。
- ・平成18年に、「箕面山に生息するニホンザル保護管理計画」を策定。将来的に、300頭とすることが目標（現在600頭程度）。
- ・今後の対策として、「行動圏の規制」、「給餌量制限による調整」、「人為的処置によるバースコントロール」、「発信器による集団管理の実施」、「職員の適正な配置」、「保護管理施設等の整備」、「地域ぐるみでの対策」及び「捕獲」を列挙。

2. 国有林における対策

- ・昭和53年から、国有林内で餌付けを行うことにより、サル集団を森林内に引き留める（里に下りないようにする）対策を実施。
- ・このため、天上谷林道周辺の0.20haを管理棟敷、駐車場敷、餌場として、箕面市に有償で貸付。
- ・餌付けにより、昭和53年には人損・物損被害が230件発生していたのに対して、平成18年には12件まで大幅に減少。
- ・ただし、周辺の林地では、サルの被害によるものと思われる枯死木が多く見られるとともに、サルの移動に伴う下層植生の破壊によるものと思われる土砂の流出が散見される。

3. 今後の方針

- ・今後とも、野猿餌場を提供することにより、箕面市によるサル対策に継続的に貢献。
- ・貸付地の拡大により、サルによる立木被害等に関する責任関係を整理。

(以上)

箕面国有林内におけるニホンザル餌場

